

## 第3章 文化の競争：選挙デモクラシーの限界

依田 博

### はじめに

いつだったか、記憶は定かではないが、ミス・ユニバースのアメリカ代表に黒人と白人を両親に持つ女性が選ばれたことがあった。たまたまそれをTVで観ていて、予選の段階から彼女以外の候補者の全員がかすんでしまうほど、彼女は光輝いていた。

「ミスコン」が批判されるようになってからもう随分と経つ。男と商売の眼鏡にかなうことが審査の基準であり、それは女性蔑視、女性差別、性の商品化だと喧しい。ある所得や名誉を得るために、個人の才能を磨くことは、あるいは磨かれた才能に所得が伴うことは、世の中ではごく普通の事態であろう。そして、どのような才能がどの程度の収入と結びつくかは、社会や時代によって一定しない。だが、いつでもどこでも共通しているのは、磨かれない才能は少なくとも高い収入と結びつかないことである。

批判されているミスコンにしても、たとえば両親から受け継いだ体型や体質を磨かなければ、コンテストへの出場もさることながら、出場しても入選できない。体型を維持するだけでなくシェイプアップをはかるためにエステティック・サロンに通い、食事に注意し、肌や髪の手入れのためにシャンプーや化粧品にも注意を払う。それはそれは涙ぐましい努力、半端でない努力を必要とする。米国三井物産副社長寺島実郎氏が秘書スタッフの募集をしたとき、明らかに秘書としての基本的能力に劣る応募者が高額報酬を要求するので、いぶかって尋ねたところ、「だって私、美人だもの」と答えたという（寺島 1995：30）。彼女は、美人であり続けることの努力を秘書の基本的能力の開発への努力よりも優先していたにちがいない。この女性の態度にあるように、女性の社会的競争への参加が極めて限定されていることを無視してミスコンを無邪気に礼賛することはできないことはいうまでもない。

受験競争で、朝から夜中まで勉強に時間を使う、学校に加えて予備校に通う、これらの努力は、賞賛の対象となる。ミスコンでの努力も、賞賛の対象となったとしてもおかしくはない。ある努力が社会の賞賛の対象となるのは認められ、他の努力がその対象となっているのを認めないのは、どのような評価基準となっているのであろうか。

それを資本主義社会の宿命と観るのか、あるいは社会そのものの特性と観るのか、そのことはここでは論じない。指摘したいのは、価値あるもの（こと）を選ぶときに、多くの場合、競争が伴う。受験、就職、婚姻、入札、計画、そして制度（文化）も、競争を免れない。

明治期、そして昭和の戦後期にわが国は、大きな選択を行った。まげを切る、和服をやめて洋服を着る、獣肉食を始める、ジーンズをはく、ポップスを聴くといった庶民的な選択に加え

て、欧米の政治制度に倣った諸制度を導入するという国家の根本にかかわる選択を行った。明治憲法体制の選択は、徹底していた。議会を起し、内閣を作り、選挙を制度化し、地方制度を整備し、さらに私法の体系を導入する。いずれも欧米の諸制度を研究した結果である。どのような制度がわが国に相応しいものかを十分に検討したに違いない。昭和憲法は、GHQ 民政局の草案に基づいて選択を強いられたとしても、選択したことには変わりがなく、そのキーワードは民主化であった。2つの憲法の導入時には、政治制度だけではなく、経済を含む社会制度も欧米のものを大幅に取り入れている。

1970年代の2度の石油ショックをわが国の経済界は、他のどの先進国の経済界よりもうまく乗り切った。俄然、「日本的経営」システムが注目を集め、たとえば、トヨタ自動車工業の「看板方式」は、国際的注視の的となった。MIT グループがまとめた報告書『メイド・イン・アメリカ』は、日本人が読むと、こそばゆいほど日本の諸システムに対して最大級の賛辞をおくっている。欧米から多くの諸制度を導入してきた日本が、制度を世界に輸出した希なケースとして、日本的経営を日本人の経営学者も自信たっぷりに世界に紹介した。それに便乗するかのようになり、日本的経営システムの文化的基礎としての「日本的集団主義」を普遍的価値を持つものであるとの議論も活発になされた。そうであるかどうかは、今後どれほどそれが世界に受け入れられていくかを見守らなければならないが、少なくともいえることは、世界の企業が厳しい競争環境のもとでなりふり構わず経営組織の見直しと選択を迫られている状況は、今後さらに強まるであろう。

従来、政治制度の比較研究は、先進国と途上国の間で行われる傾向にあった。その典型は、近代化論に基づく地域研究であった。その研究では、先進国を進んだ国、途上国を遅れた国として、遅れた国が進んだ国になるための条件の探求が行われた。すなわち、先進国にあって途上国にない条件を探り、それを発見して、次にそれを途上国が備えるにいたるためには、どのような条件を必要とするかが課題とされた。進んだ国のモデルとなったのがアメリカである。まず、アメリカの政治制度を移植して政治的近代化を図り、農業に依存した経済を第二次産業の比重の高い経済に移行させる。生活様式もアメリカン・ウェイ・オブ・ライフともいえるべき消費中心の生活を良しとした。これらは、途上国に激変をもたらした。若者たちは、伝統的生活様式よりもアメリカ的生活様式に魅力を感じ、高収入の機会を求めて農村から都市に殺到する。途上国における都市の人口爆発は、かつて先進国が産業革命期に経験した都市の人口爆発をはるかに上回る規模で起こり、政治的にコントロールできずに都市の内外にスラムを発生させた (Osteria 1991: 1-17)。

政治のセンターである都市の人口爆発は、政治不安を助長した。途上国における民主化は、先進国の民主化が「制限選挙」の段階を踏んで時間をかけて、いかえれば政治的にコントロール可能な範囲の中で行われたのとは異なって、一気に大衆民主主義の段階に進もうとするものであった。先進国でさえ、その民主化の過程において労働運動をはじめとする広範な大衆運動を経験し、時として「非合法」を理由として弾圧を加えるなどしてそのコントロールにエネルギーを費やしてきた。途上国の「開発独裁」を民主主義の逆行と見るのか、あるいは、先進国がかつてその産業発展の過程において制限選挙を通じて大衆運動をコントロールした経験を

現在の途上国も味わうことを余儀なくされていると見るのか、その評価は、分かれるところであろう。確かなことは、途上国がその巨大な大衆運動と、本来「制限選挙」時代のエリート、それも相対的に少数であり、かつ相対的に高い同質性を示していた時代の決定規則である「多数決原理」との矛盾に苦しんでいる事実である<sup>(1)</sup>。

後に見るように、多様な、そして広範な社会階層の、多様かつ広範な政策需要に対して、「多数決原理」は、政治不安を助長する。ここにいう「政治不安」とは、権力の形成と交代を公式の制度から逸脱して行おうとする政治運動が発生している状態を指す。したがって、政治不安の程度は、このタイプの政治運動の規模に比例する。

先進国の現在の民主主義も矛盾を示しつつある。1973年の第一次石油危機によって深刻な経済不況に陥った先進国は、経済再建の協調体制構築をテーマとしてフランスのジスカール・デスタン大統領（当時）の提唱のもとに1975年に主要先進国首脳会議（サミット）の第1回目を開催した。このサミットも、いまでは国内問題に忙殺されて国際協調体制を考える余裕のない各国首脳の愚痴のこぼし合いの場と記念写真の撮影の場となってしまった。サミットが有効であるのは、その参加国に共通の「敵」がいる場合であり、そうでないときは国家利益のぶつかり合いの機会となるにすぎず、限定的な国際問題の解決すらできない。各国首脳は、次の選挙で再選する、あるいは与党が再度政権を担うことに腐心して、国際秩序のあり方を論じられないのである。

選挙の機能は、V・O・キー、Jr.の「賞罰理論」にあるように、そしてダウنز・モデルが前提しているように、有権者が政府、政党、政治家の行動を評価して、評価結果がプラスのときには、それらに投票し、マイナスのときには別の政党、政治家に投票することにある。いかにいえば、ある政治的リーダーに権力を与え、別のそれから権力を剥奪することが選挙の機能である。民主主義は、権力の客体である一般の有権者がその主体を選択する権利を保証するイデオロギーであり、このイデオロギーのもとで有権者の政策選好に政治的リーダーが反応することを義務づけている。このイデオロギーの制度化が競争的選挙制度であることはいまでもない。

後に詳しくみるように、アメリカの選挙制度は、得票差選挙制度（plurality system）に依拠している。すなわち、1票でも他を上回れば勝利を独占できる制度である。もし社会の少数派と多数派の関係が構造的に固定しているならば、得票差選挙制度のもとでは、その関係は政治的にも固定される。集票のためのコスト負担は、社会の全員を対象とする必要はなく、極論すれば、対立する陣営に対して1票でも上回る集票であれば十分である。わが国の場合、組織票がそれにあたり、個々の候補者は、まず安定した集票のために組織票の獲得を目指し、当選のための保険として浮動票にアピールしようとする。候補者も政党も、組織票や固定票を失うことを極度に恐れる。こうして、社会の少数派と多数派の関係は、政治的にも固定化する可能性がある。このようなシステムでは、少数派の利益は、多数派への利益配分に余裕がある限りにおいて政策上考慮されるにすぎないことになる。

政治家が選挙に最大の関心を払い、そのことが彼らの政策行動を規定するとの研究は、多数にのぼる。この小文は、次のような筆者の全体構想のための試論である。すなわち、先進工業

国の政治制度、とりわけ選挙制度ならびに合意形成制度と経済パフォーマンスとの関係の分析を通じて、どの社会が人々が最も機嫌良く暮らすことができそうなのかを検討する。いいかえれば、文化をコンテストの舞台上にあげてみようというのである。ただし、本稿は、アメリカを主として舞台上にあげて、その全体構想の意義を検討し、より詳しい分析は、別の機会に行う。

## 第1節 紛争と政治体制：本章のより詳しい意図

人類はかくほどまでに喧嘩好きかと思えるほど、紛争騒ぎが絶えない。玩具の奪い合いからはじまって、夫婦喧嘩、水争い、宗教紛争、民族紛争、資源紛争、その数と種類は無限にあるようにも見える。

20世紀もあと数年で終えようとしているが、この世紀も紛争の100年であった。大小様々な紛争が発生した。大きなものとしては、日露戦争、第一次世界大戦、第二次世界大戦、日中戦争、朝鮮戦争、中東戦争、ベトナム戦争、アフガン紛争などをあげることができよう。また、深刻な事態と化しているボスニア情勢も、現代史に残る大規模紛争の可能性を示しつつある。

これらの紛争や戦争がいかに大規模なものであったのかは、それに費やされた戦争費用からも推定される。朝鮮戦争やベトナム戦争に対しては、戦争の当事国であったアメリカが負担した戦争費用（1967年価格換算による実質支出額）は、それぞれ693億ドルと1,488億ドルであった（合衆国商務省センサス局編 1993：341）。当時の1ドルが360円であった日本円に換算すると、それぞれ24兆9,480億円と53兆5,680億円であった。ちなみに、1967年度のわが国のGNPは、46兆2,390億円である（矢野恒太記念会編 1991：108）。2つの戦争の費用が単年度で支出されたわけではないにしても、巨額であることにはかわりがない。湾岸戦争では、日本は総額140億ドルの出費を強いられ、これはわが国GNPの約0.4%にあたるが、紛争の他方の当事国であるイラクの約3分の1、クウェートの約2分の1強であった。ただし、この費用には、後に掃海艇を湾岸地域に派遣した費用は含まれてはいない。

本章の意図は、選挙デモクラシーの限界を論じつつ、紛争社会における和解型政治経済モデルの可能性を探ることにある。和解型政治経済モデルは、「合意」を優先した政治制度と、市場を通じた所得分配（家計）の不平等を政府を通じた社会保障政策と教育政策で調整する経済システムから構成される。政治的な和解は、経済的不平等と両立せず、経済的平等によってのみ維持されると前提する。

当該モデルの可能性を検討する意義は、なによりも紛争の社会的コストが浪費であり、それを負担することが非合理的であるところにある。紛争社会の存在は、紛争に要する費用が極めて大きく、それを回避することが合理的であると考えられる。第一に、紛争の費用は紛争社会にとって大きな負担である。国内が戦場となれば、住宅をはじめとする民生用の諸施設が破壊され、インフラに対してもかなりの打撃を与え、その復旧には相当の費用を強いることになる。もし紛争が起こらなければ、負担しなくとも済む費用である。

第2に、費用は、紛争社会のみならず紛争の非当事社会にも負担を強いる。たとえば、難民救済、調停、紛争遂行などの費用は、非当事社会の負担である。また、紛争による広域的な地

域的不安定は、国際貿易に不確定の変動要因をもたらし、経済的非効率の原因となっている(数次の中東戦争、イラン・イラク戦争、湾岸戦争、ボスニア紛争)。したがって、紛争社会に和解をもたらすことは、紛争社会のみならず非当事社会にとっても合理的である。

ただし、当該モデルの対象は限定される。すなわち、紛争社会のうち、近代化(modernization)への衝動が大衆の行動を規定している社会である。たとえば、伝統文化を物質的豊かさと両立させる衝動によって規定されている社会である。政治的和解を別の言葉でいえば政治的統合であるが、政治的統合が動揺する一つの原因が経済的不平等にあり、経済的不平等が政治過程によって調整されないときには、その動揺が一層深まると考える。経済的に劣位に置かれた何らかの社会集団がその改善を望みつつも、政治体制が民主的であるにもかかわらず、それが何らかの事情により果たせないとき、紛争が発生する。

多くの紛争社会は、第2次世界大戦後に何らかの仕方で国境を定められた社会であり、そのほとんどが非西欧圏に属している。西欧社会の民主主義が、徐々にその制度を社会に浸透させる時間的余裕を与えられたの対して、非西欧圏のほとんどの社会は、戦後に民主的な政治制度で社会全体を一気に覆うことから始まった。西欧圏での競争的政党制と普通選挙制度との組み合わせは、同じく戦後において一般化するが、それ以前において制限的選挙制度の経験を有し、その時期において産業革命と経済発展を達成する。いかえれば、その時期において、国家目標に動員される政治エリートは、ごく限られた社会階層から補充されていたために、比較的容易に彼らを国家目標に動員することが可能であった。他方、非西欧圏の社会は、制限的選挙制度の経験すら有さずして、民主主義と経済発展を同時に達成するという困難な課題を担わされたのである。そこでは、小規模の極めて伝統的な社会が寄り集まって全体を構成し、それらの社会のリーダーたちを徐々に国家体制に組み込んで行くだけの時間的余裕がないままに一般大衆までも政治に巻き込んだ。リーダー層とフォロワー層との間の経済的不平等は、直ちに後者の政治的不満として政治過程に入力される。西欧近代史において、ほとんどのフォロワー層が政治過程にその不満を入力させる公式の政治的チャンネルを与えられず、社会運動として非公式のチャンネルに依存せざるを得なかったことを思えば、非西欧社会での民主化による政治的エネルギーのコントロールが容易でないことを十分に推定される。いかえれば、紛争は、政治的コントロールの失敗から引き起こされるのであって、失敗を回避するための制度上の仕組みが欠如していると考えられる。そして一度紛争が発生し、それが武力衝突を伴うものになると、たちどころに解決困難なものとなり、その社会的コストは一気に引き上げられてしまう。

ヒュー・ミアル(英王立国際問題研究所研究員)は、多くの紛争事例研究から、350件の紛争を検出し、そのうちヨーロッパ、中東、アフリカの三地域の81件に関して1985年時点でそれらの紛争がどのような状態にあるかを分析した。彼によれば、81件の紛争中、大規模な武力行使に至ったものが最大多数の42%を占め、紛争が武力行使を伴わない段階にとどまった(とどまっている)ものが26%と最も少ない。しかし、1985年時点での紛争状態を見ると、武力行使を伴わない紛争の解決率が圧倒的に高く、大規模な武力行使まで発展した紛争が僅かに3分の1の解決率でしかない。紛争の当事者が武力行使を自制できている状態で如何にして紛争を解決に導くことができるかが肝心なことである(ミアル 1992:120-126)。

本章の意図が非西欧社会での政治的エネルギーの民主的コントロールの制度を検討することにあることは、上記の議論から明らかであろう。このような議論は、アメリカ政治学においても軽視されてきたものである。むしろ、アメリカ的政治制度の移植がこれらの社会での紛争の激化の遠因になっていると考える。民主主義の諸制度は、必ずしもアメリカ的なものだけに限定されない。後に紹介するレイプハルトは、民主主義の諸制度がアメリカ的なものに限られるかのように主張するアメリカ社会科学研究を批判して、「多極共存型民主主義」を提唱している。提唱されたモデルの普遍的妥当性に関しては議論の余地があるが、アメリカ的政治制度以外の民主的政治制度の研究を刺激したことは評価してよい。

ところで、戦後の非西欧社会への政治制度の輸出におけるアメリカの役割は極めて大きなものであった。その際に、アメリカの政治制度が輸出品目を占めるのであるが、日本の道路事情や経済力、そしてエネルギー・コストを考慮することなくアメリカ製の図体ばかり大きな自動車を輸出しようとして、売れずに文句ばかりたれる自動車メーカーのように、アメリカの政治制度が輸出対象となった社会になじむものであるのかどうかの検討が十分になされることはなかった。そこで、まず、アメリカの社会状況とアメリカ政治学研究を検討し、いかにアメリカの政治制度がアメリカ社会においてすら矛盾をはらんでいるかを明らかにし、そのうえで和解型政治経済モデルを検討する。

## 第2節 戦後アメリカの社会状況

20世紀のアメリカ政治学の主要な関心領域は、「社会のコントロール」にあった。いかえれば、政治学者は、政治システムの最適制御を通じて社会をコントロールすることができる、との信念に基づいて研究を行ってきた。経済学が精緻な理論を構築することによって経済システムをコントロールしようとしてきたが、政治学は、社会システム全体のコントロールを学問的責務と感じたのである。大胆な言い方をすれば、アメリカの政治学者たちは、彼らの政治制度が政治学の基本問題である権力のコントロールに関する最適解であると思いこんだに違いない。アリストテレスの政治学、プラトンの哲人政治、ホッブスのレバイアサン、ルソーやロックの社会契約論のいずれもが権力の社会的コントロールの可能性を探るものであった。アメリカ政治学は、この課題を解決したと考えた。多元主義モデルにおける「利益の均衡化」仮説もその解決を宣言するものであったといえよう。権力の社会的コントロールの最適解であるアメリカの政治制度を通じて、社会をコントロールすることが次の政治学者の課題であると認識した。

アメリカ政治学が「科学」としての研究に着手した20世紀前半に、世界は未曾有の危機を経験した。第一次世界大戦や世界恐慌のような地球的規模の危機に加えて、世界秩序に激震をもたらした日露戦争、二次にわたるバルカン戦争、そしてロシア革命など局地的危機である。いずれも、政治がその危機の直接的な引き金を引いた。

危機の時代に、福音となったのがケインズ革命である。同革命は、経済をしてレッセフェールに決別させたばかりではなく、政治が社会をコントロールすることができるとの自信を政治

家もしくは政治研究者に与えた。一連の危機も、世界恐慌を除けばすべて自国以外の危機であり、自国の危機克服の自信は、他国の危機の克服や回避の手だての発見への政治研究者の意欲と使命を一層かき立てたに違いない。

第二次世界大戦が1945年8月に戦闘状態が終結し、戦時体制に巻き込まれていた研究者が研究生活を再開する。そうした状況のなかで、戦後初のアメリカ政治学会が開催され、会長演説を行ったガウスは、政治学者の社会的責任の自覚を促し、原子力時代における平和の維持への貢献を訴えた (Gaus 1946)。

政治学以外の戦後のアメリカ社会科学も、政治による社会のコントロールを過剰に期待した。たとえば、マズグレイブの財政理論は、政府による財政政策が経済の健全な推移を可能にする と期待した (Musgrave 1959)。J・M・ブキャナンの公共選択論は、社会契約の概念に依拠しつつ、交換によるパレート最適の達成が信頼関係に憲法的裏付けを与えないと困難である、すなわち信頼関係を維持しようとはしないプレーヤーに制裁を発動する権力機構に依存すると考えた (Buchanan 1975)。

だが、戦後の世界は、人間の限られた知識、情報、テクノロジーをもってしてもコントロールすることが困難なほど規模が拡大し、多元的構造を持つに到っている。果たして政治学者の手に負えるであろうか。

### 不平等社会・アメリカ

1992年5月に起こった「ロス暴動」は、白人警察官による黒人への暴行事件が裁判で無罪となったことに端を発しながらも、暴動の実態は、黒人やプエルトリコ人などによる韓国人への襲撃であった。発端と暴動の実態との矛盾がロス暴動の本質に潜むアメリカの病巣である。

この病巣を示す印象的なデータがある (表1)。1990年時点での人種別世帯収入をみると、5万ドル以上の富裕層は全体で30.5%であるのにたいして、白人のそれは32.5%、黒人14.5%であった。その逆に年収5千ドル以下の貧困層は全体で3.6%にとどまるが、白人は2.5%とさらに少なく、黒人は11.5%であった。1991年時点での失業率は全体で6.7%であるが、白人6.0%、黒人12.4%であった。所得と労働という生活の基本的条件に関して、黒人は白人と比べると悪い条件のもとに置かれている。データでは示さないが、それでも黒人の生活条件は全体としてみると随分と改善されてきている。

だが、新参の人種集団であるアジア系の生活条件と比べると、黒人たちのいらだちが手に取るようにわかる。年収5万ドル以上の富裕層がアジア系では40.7%と最も多い。アジア系や白人の場合には、所得の多い所帯ほど少ない世帯に比べて数が多くなる傾向にあるが、黒人やヒスパニック系ではそうした傾向にない。学歴をみても、1991年時点で25歳以上の人口に占める4年生以上大学の修了者は、全体で21.4%であるが、アジア系はその倍に近い39.0%に及び、白人よりも多く、黒人の3倍以上、ヒスパニック系の4倍となっている。

以上のような人種間の経済的不平等だけがアメリカ社会の特徴ではない。基本的には、アメリカは、経済的不平等の社会である。表2にあるように、家計所得の5分位、すなわち家計所得を金額順に並べて家計の数で5等分してそれぞれの当分内の家計所得の合計の全合計に対す

表1 人種別社会・経済的諸特徴 (1991) (%)

25歳以上人口に占める大学4年以上の修了者					
全人種	白人	黒人	アジア	ヒスパニック	
21.4	22.2	11.5	39.0	9.7	
労働力人口における失業率					
全人種	白人	黒人	アジア	ヒスパニック	
6.7	6.0	12.4	6.3	9.9	
1990年の所帯収入 (ドル)					
	全人種	白人	黒人	アジア	ヒスパニック
5,000未満	3.6	2.5	11.5	3.9	6.3
5,000-9,999	5.8	4.7	14.1	4.6	12.3
10,000-14,999	7.5	7.0	11.3	5.7	12.6
15,000-24,999	16.4	16.0	19.5	12.5	21.7
25,000-34,999	16.2	16.5	14.0	12.8	16.6
35,000-49,999	20.1	20.8	15.0	19.7	15.7
50,000以上	30.5	32.5	14.5	40.7	14.7
計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

注:「アジア」とは「アジア・太平洋諸島民」である。

出所:合衆国商務省センサス局編 1993:39-41より作成。

表2 家計の名目所得5分位

所得5分位	1980	1990		
		全所帯	白人	黒人
最低階層	5.2	4.6	5.1	3.3
第2階層	11.5	10.8	11.1	8.6
第3階層	17.5	16.6	16.6	15.6
第4階層	24.3	23.8	23.6	25.3
最高階層	41.5	44.3	43.6	47.3
最高階層/最低階層	8.0	9.6	9.5	14.3

出所:合衆国商務省センサス局編 前掲書:450より作成。

る割合をみると、アメリカの家計の5分の1でしかない「最高階層」が全所得の40%以上を占めており、「最低階層」との格差は1980年から1990年までの10年間で拡大する傾向を示している。アメリカは、全体としての経済的不平等を縦糸とし、人種間の経済的不平等を横糸とする社会である。

ちなみに、日本は、1979年では、その格差は4.3であり、当時の先進資本主義国では所得分配の最も平等な国であった。日本が高物価社会と指摘されて久しいが、アメリカが日本なみの高物価社会になると「最低階層」はほとんど生活できなくなるが、日本は、「最低階層」に対しても多くの所得を振り分けることによって高物価社会を作り出している。

ロス暴動は、このような経済的不平等に端を発したものである。事情は異なるが、アメリカ



表3 州・地方政府に対する連邦政府補助金（1980年を100とする）

	1970	1975	1980	1985	1990	1991
総額	26	54	100(100.00)	116	148	166(100.00)
国防	40	80	100( 0.00)	169	259	199( 0.00)
天然資源、環境	8	45	100( 5.86)	76	70	75( 2.66)
エネルギー	5	9	100( 0.01)	106	92	92( 0.00)
農業	106	71	100( 0.01)	425	226	214( 0.01)
輸送	35	45	100( 14.31)	130	147	152( 13.08)
地域開発	27	44	100( 3.42)	80	77	66( 2.81)
教育、雇用、訓練、社会事業	29	55	100( 23.91)	81	106	119( 17.12)
障害者補正教育	44	65	100( 3.67)	124	132	154( 3.42)
学校改善プログラム	16	63	100( 0.01)	92	207	238( 0.01)
移民、難民のための複数言語教育	—	56	100( 0.00)	67	92	89( 0.00)
連邦直轄区教育補助	100	93	100( 0.01)	101	128	120( 0.00)
職業、成人教育	33	76	100( 0.01)	74	151	122( 0.01)
労働奨励金	21	79	100( 0.00)	72	2	— ( — )
社会事業—州への助成金	21	74	100( 3.02)	99	99	102( 1.86)
人的資源開発	25	52	100( 1.69)	117	146	189( 1.92)
雇用、職業訓練援助	15	40	100( 6.77)	45	49	48( 1.96)
厚生	24	56	100( 17.23)	155	279	354( 36.70)
所得保障	31	51	100( 20.22)	147	192	199( 24.24)
州への家庭援助支出	57	70	100( 7.95)	126	168	186( 8.89)
児童援助および特別ミルクプログラム	11	46	100( 3.70)	103	144	160( 3.56)
住宅援助	13	39	100( 3.76)	187	277	230( 5.20)
退役軍人手当および援護	20	36	100( 0.00)	101	149	157( 0.00)

出所：合衆国商務省センサス局編 前掲書：282より作成。

注：( )内は構成比。省略した項目があるために、構成比の合計は100.00にならない。

小数点第3位を四捨五入した。

の大都市における暴動事件は、1960年代にも頻発した。1960年代のこの経験は、果たして内政に活かされたのであろうか。1970年から1991年までの州・地方政府に対する連邦政府補助金の内訳をみてみよう。

農業を除くと、1970年から同80年までは、どの項目も増加しているが、1980年から同90年までは、増減にばらつきがある。「農業」は80年代の前半に大幅に増加し、後半に急減する。しかし、その構成比は小さい。80年代に一貫して減少したのが「地域開発」である。金額は増加しているものの構成比が減少しているものに「教育、雇用、訓練、社会事業」の項目がある。そのうち、「学校改善プログラム」は、急増しているものの、構成比は極めて小さい。大幅な減少は、「雇用、職業訓練援助」であり、指数・構成比ともに80年代に大きく落ち込んだ。「職業、成人教育」は増減の著しい波がある。

これに対して突出して金額も構成比も増加しているのが「厚生」の項目であり、そのほとんどは「メディケイド」である。また、「社会保障」も増加した項目であるが、なかでも「住宅

表4 連邦政府の目的別歳出（1980年を100とする）

	1980	1985	1990	1991	1992*	構成比 (%)	
						1980	1992
支出総額	100	160	212	234	250	100.00	100.00
国防	100	189	223	204	229	22.68	20.83
国際関係	100	127	108	125	140	2.15	1.21
所得保障	100	148	170	197	229	14.64	13.43
健康	100	145	249	307	408	3.92	6.41
メディケア	100	205	306	326	370	5.43	8.04
社会保障	100	159	210	227	242	20.06	19.43
退役軍人手当とサービス	100	124	137	148	160	3.59	2.29
教育、訓練、雇用および社会サービス	100	92	121	134	141	5.39	3.05
商業および住宅信用	100	45	715	806	928	1.59	5.91
運輸	100	121	138	146	160	3.61	2.31
天然資源と環境	100	96	123	134	146	2.35	1.37
エネルギー	100	56	24	16	40	1.72	0.27
コミュニティ/地域開発	100	68	75	61	67	1.90	0.51
農業	100	289	135	172	195	1.50	1.17
純利子	100	246	351	370	378	8.89	13.48
一般科学、宇宙および工学	100	148	248	276	281	0.99	1.11

\*：推定値

「政府一般」、「司法省」、「非分配相殺収入」の項目を除いてある。

出所：合衆国商務省センサス局編 前掲書：318-319より作成。

援助」の増加が著しい。

80年代はレーガンとブッシュの共和党政権時代である。この時代は、新冷戦の時代として、アメリカの国防予算が急増した時代でもあり、減税政策とあいまって、連邦財政における赤字が膨張した時期でもある。表4は、この間の連邦政府の目的別歳出をまとめたものである。

本稿との関係でいえば、「教育、訓練、雇用および社会サービス」は歳出全体の伸びほど増加していないことが注目される。表3でも明らかであったが、連邦政府がこの分野の支出を80年代に抑制した事実が明確に示されている。これに対して、「健康」、「メディケア」は、歳出額および構成比も上昇している。国防予算について大きな歳出項目である「社会保障」は、歳出額は増えているものの、構成比では減少している。

19世紀から20世紀の時代は、経済的バイアスの時代、すなわち経済的豊かさが人生の中心課題となった時代である。このようなことは言えまいか。所得の上昇や雇用の機会と関連の深い教育や職業訓練のための費用を抑制して、失業や貧困に直面する人々への支援を強化する。アメリカの職業教育は、日本のそれと異なって、学校や公的訓練教育に依存している。したがって教育政策への歳出を抑制する政策は、人々の経済的自立を促さず、彼らの政府への依存を強めていく。経済的アメリカン・ドリームを達成できない人々に、その夢を達成した人々の費用で政府が代わってその微かな匂いを嗅がせる。

アメリカの社会の構成原理は、競争にある。競争に参加する機会は平等であるが、参加する

条件は不平等である。条件の不平等は、機会の形式的平等を経て、結果の不平等を拡大する。この条件をより平等化することでなければ、機会の平等も、つまるところ「絵に描いた餅」でしかない。これは、合衆国の建国の精神である個人の自立に反するのではあるまいか。暴動は、政治の失敗に対する態度表明である。

### アメリカの政治制度と政治の失敗

アメリカ人は、近代化に抵抗する社会が存在することを理解できない。アメリカ合衆国の建国は、18世紀後半にイギリスで起こった産業革命とほぼ並行して行われた。進歩は、アメリカ社会の建国時からの国是であり、それに対する疑いは微塵も抱かれなかった。進歩は、アメリカ人にとってあまりにも当たり前のことであり、アメリカン・ドリームは、アメリカの進歩史観の一つの産物である。『「アメリカ特殊論」の一つの特徴は、政治的近代化を求める進歩運動が生まれながらの発展として立ちあらわれ、外国もしくは世界的な影響とはみなされなかったために、歴史的にはこの（近代化とそれへの抵抗との間の）緊張を経験しなかったことにある。』（Pye 1990：12）とのルシアン・パイの指摘は、アメリカ政治学がアメリカ合衆国の建国以来の歴史の特殊性への認識を欠く可能性があったことを認めるものである。

確かに、イギリスに始まる産業革命は、西欧社会全体に拡大し、遠く離れた日本にも及び、それらの社会が19世紀から20世紀にかけての約200年間に世界中から富を吸収し、経済的実力を飛躍的に向上させてきた。それぞれの社会では、近代化への抵抗が全くなかったわけではない。しかし、それらの社会では、圧倒的な経済成長が近代化への抵抗を押しさえ込むことができたのである。

歴史の特殊性への認識を欠くと、不平等社会における貧困層が社会的上昇の機会を得るのが困難であることを理解できない。大都市における貧しきアフリカ系アメリカ人の政治的態度を分析したコーエンとドーソンは、大都市の中に形成される貧困層の間の政治的ネットワークからも彼らが政治的に孤立している事実を明らかにした上で、「黒人の都市貧困層の政治的離反は、部分的には彼らの利害をアメリカ政治の主流に乗せて代表する政治指導者と組織の欠如による」と主張する（Cohen & Dawson 1993：298）。森脇俊雅も明らかにしているように、アメリカの選挙区再編成の規準の一つが「連邦投票権法の規定、すなわち人種的・言語的マイノリティの代表選出力を減退せしめてはならない」がある（森脇 1994 a：22；森脇 1994 b）。かくして、ゲリマンダーともいえるような奇妙な形の選挙区ができあがる。このような規準があるにもかかわらず、アフリカ系アメリカ人は、下院では過小にしか代表されていないし、上院には全く議員を送り込めないでいる。

以下の2つの表が明らかにしているように、約10%の人口を擁する黒人を人種的に代表する連邦議員は、下院でも最大6%の議席を占めるに過ぎず、上院にいたっては、1977年の第95回議会に1名いただけである。もちろん、非マイノリティ集団に属する連邦議員がマイノリティ集団の利害を政治的に代表することは可能であるし、民主党議員の多くはそれを代表してきたであろう。だが、これまでのデータによっても、マイノリティ集団の中でもアフリカ系アメリカ人の置かれている経済的状況は、他のそれに比べて良好ではないし、それを改善する適切な

表5 アメリカ合衆国連邦議員

	計	黒人	ヒスパニック
下院			
第95回議会(1977年)	435	16	5
第96回議会(1979年)	433	16	5
第97回議会(1981年)	435	17	6
第98回議会(1983年)	434	21	8
第99回議会(1985年)	434	20	10
第100回議会(1987年)	435	23	11
第101回議会(1989年)	433	24	10
第102回議会(1991年)	435	25	11
上院			
第95回議会(1977年)	100	1	—
第96回議会(1979年)	100	—	—
第97回議会(1981年)	100	—	—
第98回議会(1983年)	100	—	—
第99回議会(1985年)	100	—	—
第100回議会(1987年)	100	—	—
第101回議会(1989年)	100	—	—
第102回議会(1991年)	100	—	—

出所：合衆国商務省センサス局編 前掲書：264

表6 居住人口の構成比

	1950	1960	1970	1980	1990
白人	89.3	88.6	87.6	85.9	83.9
黒人	9.9	10.5	11.1	11.8	12.3
その他	0.7	0.9	1.3	2.3	3.8

出所：合衆国商務省センサス局編 前掲書：16

政策も実行に移されてきたともいえない。そして、小選挙区制をとる限り、この状況は変わるまい。過小代表の状態に置かれている彼らは、マイノリティの代表選出力の減退を防止するとした連邦投票権法の規定ではなく、どうして別の選挙区制度、たとえば州単位の比例代表制を要求しないのであろうか。

アメリカの政治制度は、有権者の代表として2種類の直接選挙制度を維持している。一つは、大統領選挙であり、他は、上院および下院の議員選挙である。大統領選挙は、正確には各州の人口に比例して割り当てられた大統領選挙人の指名権を争奪する選挙制度であり、勝者独占のシステムとなっている。すなわち、ある州で有権者の投票を他のどの候補よりも1票でも上回った候補者がその州の大統領選挙人の全員を指名することができる。合衆国全体の大統領選挙人の過半数の指名権を得た候補者が大統領に就任するシステムである。

上院・下院ともに小選挙区制である。小選挙区制は、やはり勝者独占にして、マイノリティに不利な制度である。

この2種類の選挙制度を通じて選ばれた大統領と連邦議員は、教科書のような権力分立の原

則に従って行動する。立法権は議会に専属し、大統領ほかの閣僚は、原則として議会に出席する義務もなく、教書で議会に注文をつけるほかは形式的には議会への議案の提出権も与えられていない。そして、大統領は、有権者の手で直接選ばれるために、その職は議会の信任に依存しない。ときとして、議会と大統領が対立して、政策過程は「暗礁」に乗り上げることになる(Lijphart 1992: 15; Blondel 1984)。政策遂行者としての大統領がこの暗礁を克服する方法は、虚偽の、もしくは誇張した情報を議会に伝えてアメリカの危機を喧伝し、そうして得られた議会からの全権を断固とした政策をもって行使することである。大統領による断固とした政策行動を有権者も支持する。大統領の職が議会の信任に依存しないで、有権者の支持率に依存するために、大統領も常に有権者の顔色をうかがいつつ行動するようになる。権力の正当性を世論に依存するといえ、大衆民主主義社会としては当然のこのように思えるが、その「世論」の一貫性は保証されないし、政治指導者による誘導を免れないものである。非一貫的な世論に依拠する行動は、かえって危機を深めることになりかねない(Lowi 1979; Greider 1992; Linz 1990)。そもそも、世論には、その被操作性、その形成者の不確定性なども問題点があり、世論に依拠した政治判断は、むしろ政治家の責任を不明確なものにする。

大統領に比べると随分と小規模であるが、連邦議員も、有権者のうつろい易い、しかし断固とした利害に拘束される。そこには、シュンペーターいうところの「政治的企業家」の姿はない。あるのは、選挙区有権者の利害に専ら関心をもつ再選指向の強い政治家である。

以上のようなアメリカの政治制度は、政治の失敗の責任を大統領個人、あるいは議員個人に押しつけ、彼らを当選させるために一時的にせよ協力した組織の責任を問うことはしない。もしそうでなければ、民主党の現職大統領が共和党の新人候補に大差で敗れても、上院も下院も民主党が過半数を占めるという「変則的な」事態は起りようはずもない。

選挙が政党ではなく、個人をめぐって行われるようになると、政治責任は個人の資質に還元され、理論的な分析を必要としなくなるであろう。このような事態では、政党の諸機能の一つである争点と政治責任の明確化を確保することはできない(Crotty 1986)。議員たちが推した大統領が政治的に失敗しても、それは大統領の失敗であって政党の失敗ではないために、彼らは、政党の一員としての責任を問われることなく、大統領とは切り離し、選挙区への利益誘導を図って自身の選挙を行うことができる。現職議員の再選率が異常に高いのは、このような構造によるであろう(Fiorina 1977: 41-49)。

もちろん、まったく影響がないわけではない。1994年の中間選挙の結果は、大統領の人気と連邦議員の選挙結果が連動した事例である。大統領個人の責任と政党の責任とが一体化すればするほど、政治家はその政治的な関心を内政に集中させるであろう。その関心のために負担するコストの効率化をはかるために、政治家の行動をより限定的な利益配分に貢献しようとするであろう。

### 第3節 民主主義の諸類型

#### I アメリカ合衆国の政治学的検討

アメリカ合衆国の大統領選挙は、予備選挙をはじめとしていつもお祭り騒ぎである。それは、何でもお祭り騒ぎにしてしまう陽気なアメリカ国民にとっても4年に1回の最大のイベントである。日本では、行政の長は議会が選出することになっているので、全国民を巻き込んだにぎやかな大統領選挙に比べると盛り上がりには欠ける。もしアメリカ合衆国から大統領選挙をなくすとどうなるであろうか。多民族・多人種社会の脆弱なナショナル・アイデンティティを強化するために、常に全国民の心をつなげる企てを必要としている彼らのことだから、恐らく別のイベントを発明するかも知れない。しかし、それが大統領選挙ほどのお祭りとはならないだろう。

経済学に「市場の失敗」という概念がある。それは、分割不可能性と排除不可能性の両方の性質、あるいはいずれかの性質を持つ財もしくはサービスを、市場において需要があるにもかかわらず、その財やサービスの性質のゆえに市場を通じて供給できないことを意味する。いいかえれば、市場を通じた財もしくはサービスの供給は、パレート最適を達成できない。政治によるリカヴァリーによって市場の失敗を、すなわち政治が市場に代わって供給することができる。しかし、それは、「ある程度」であって、完全なリカヴァリーではない。政治も失敗するからである。

政治とは「社会に対する諸価値の権威的配分」であり、政治学はそれを研究する学問である (Easton 1953: 129; 邦訳 1976: 136)。これは、D・イーストンの有名な定義であり、この定義は、政治研究者の間では半ば常識のものとなっている。市場の失敗が財やサービスの性質によるが、政治の失敗は、政治のキーワードである「権威」の性質によるのであろうか。それを論じる前に、「価値」の説明を行っておきたい。

価値は必ずしも肯定的なものとは限らない。課税や徴兵は、人々の苦痛を伴うものでもあるが、負担することも政治によるある者たちに対する一つの価値配分である。他方、公的扶助制度を充実させたり、大きな自然災害に対して救助の体制を整備したりするのも、政治による別の価値配分である。

価値配分の構造は複雑である。課税を通じた価値配分を例にとれば、個人所得への課税、法人所得への課税、消費活動への課税など、それぞれ課税原則ならびに税率は一樣ではなく、同じ源泉への課税にしても社会によって様々な課税が行われている。ある社会がどのような税制体系を採用しているかを見ることは、いいかえれば、誰がどれだけ負担しているかを見ることは、比較政治学研究の主要な比較のための規準となりうるものである。また、たとえば高速道路の建設のように、ある者たちの立ち退きという苦痛とその苦痛への補償、道路建設の業者への発注、建設後の利用者への利益、周辺住民への環境上の影響など、様々な配分を伴って実行に移される。

この政治がしばしば、あるいは時々失敗する。経済学の市場の失敗と同じ意味で、政治の失

敗とは、諸価値の最適配分の失敗である。失敗は、政治決定の制度によって引き起こされる場合と政策決定者の判断の誤りなどによって引き起こされる場合とがある。これらは、一般に「政府」の失敗として議論されているが、私は、「政治」の失敗と称したほうが適切であると考えている。ある個々の内閣や政権の政策運営上引き起こされる失敗を「政府の失敗」と呼ぶべきであろうが、統治機構制度の作動を通じて引き起こされる失敗をも「政府」の失敗と呼ぶのは妥当ではない。いずれの場合にも諸価値の最適配分の失敗として両者を総称して「政治の失敗」と定義する。

制度が引き起こす第1の政治の失敗は、意思決定の規則が原因となる個人的合理性と集団的合理性を一致させることの失敗である。どのような社会でも、政策は、合理的に行動する個々の意思決定者の選好を何らかの方法で集約して決定される。だが、意思決定者の数が増え、集約の方法がより民主的になればなるほど政策の最適性が失われるか、あるいは非民主的な方法によってのみ政策の最適性が確保される。これがアローの「一般不可能性定理」である (Arrow 1963, 1974; Frohlich & Oppenheimer 1978)。人々は、政策の最適性と意思決定の民主性を天秤にかけて、双方が同時に満足されないならば、後者を支持するのが民主主義社会である。

意思決定のコストと意思決定から発生する外部コストとの和は、意思決定の規則と関係する。独裁は意思決定のコストがゼロであるのにたいして、外部コストは極大であり、全員一致は外部コストがゼロであると理論的には仮定できるものの、意思決定コストは極大となる。多数決は、両コストがほどほどであり、その和は、独裁の外部コストと全員一致の意思決定コストを下回ると仮定できれば、多数決は、最善の意思決定規則といえよう。にもかかわらず、多数決では、外部コストがゼロではないために少数派の政策需要を満たすことはできない。したがって、極端な言い方をすれば、多数決原理に依拠する社会は、後にみる和解型政治経済モデルに比べて最適政策からの逸脱度が高いといえよう。

第2の政治の失敗も、アローが注目した「権威」に由来する (Arrow 1974)。民主主義的選挙制度とは、シュンペータの指摘をまつまでもなく、意思決定者の選択のための制度である。選ばれた意思決定者は、拘束力をもつ決定を行う。アローは、民主的意思決定が最適選択を達成できない替わりとして、意思決定者が最適選択を行う可能性を検討する。民主的意思決定の最適選択の不可能性の克服のために「権威」に依存することじたいはパラドックスであるが、この権威にも様々な限界がある。最も重要な限界は、政策決定者の行動を支配する不確実性、すなわち不完全情報状態である。計画経済の失敗は、まさしく情報の不完全さに由来する (Ibid.; Riker & Ordeshook 1978)。では、この不完全さを克服することができるかといえは、おそらく不可能であろう。次々に新たな条件が付加されて、状況が変化してしまう。組織が巨大規模になればなるほど、新たな状況の変化に対応するためのタイム・ラグはそうでない規模の組織に比べて大きくなるであろう。他方、小規模組織は、情報処理能力で巨大規模組織に劣っている。結局は、分権と集権の「適切な」組み合わせが望ましい、といって常識的な、しかし未だその具体案が発見されていない結論に落ちついてしまう。

かくして権威も失敗する。権威による政策運営の失敗は、様々な基準から評価される。経済学とは異なって、政治学における「最適」の基準は、一元的ではない。財政的には健全財政が、

言い換えれば費用効果的には費用曲線と便益曲線の一致点が、マクロ経済的には完全雇用が、満足化水準からみれば満足最大化などが最適基準である（山川 1993；足立 1989、1994）。

政策運営による政治の失敗の事例には事欠かない。アメリカを筆頭としてほとんどの先進工業国では、赤字財政や高い失業率に苦しんでいる。市場が公共財の供給に失敗したときに、政治がそれを供給することができるとは限らない。経済学者が例にあげる公共財に「安全」があるが、政策しだいでは、安全保障に反して社会を危機にさらす。もっとも「危機」も理論的には公共財である。その意味では、政治は公共財の供給に失敗していないが、「安全」という公共財の供給には失敗したことになる。わが国の戦後政治の大きな失敗の一つは、新東京国際空港の建設である。高速道路やゴミ焼却場といった公共施設の建設には反対がつきものである。建設への反対を適切に処理することが政治の任務である。だが、同空港建設に対する反対は熾烈であり、1978年になんとか開港にこぎつけたが、予定を10年も遅れただけではなく、全体計画もいまだに実現の予定が立たない。遅れによる損失、遅れたことによる機器の旧式化によるその更新、計画の実現のために投入された人的資源などその全体の損失は計り知れない。この損失は、反対への適切な対応への失敗、すなわち政治の失敗の結果である。

政治の最大の失敗は、戦争であろう。戦争は、人的損傷はいうまでもなく、国土と社会を荒廃させる。日本のアメリカとアジアでの、ドイツのヨーロッパとアフリカでの、アメリカの朝鮮半島とベトナムでの勝利なき戦がその典型である。

以上のような政治の失敗に対し、われわれは、アメリカ政治学からどのような教訓を得ることができるであろうか。

19世紀末から100年間のアメリカ政治学を総括したセイデルマンの言葉を引用しよう。

神的に規定された倫理に対立し、あらゆる決定論に敵対するアメリカ政治科学の「精神」は、あらゆる社会現象は人間の意思と知識に本質的に順応する、という信念にとらえられている。人類は、自らの意思に自然の諸力を従属させたので、社会経済的過程を意図的な選択と目的に向けることができた。政治の科学は、以前に制御しえなかった社会経済過程に関する不可欠な知識を提供した、ということ信じざるをえない理由があった（Seideman 1985、邦訳：12）。

制度論的研究であったアメリカ政治学は、自然科学をモデルとして、20世紀初頭より政治研究の科学化、および実証的な政治研究へと大きな展開をみせる。政治の科学化の目的は、政治による社会のコントロールにある（山川 1982；Merriam 1923、1920；小野 1994）。上記の引用文は、政治研究の科学化への20世紀前半のアメリカ政治学者たちの揺るぎない自信を表している。

しかし、この自信も、1960年代の黒人公民権運動、ケネディ大統領の暗殺、都市問題、ベトナム戦争などの経験を経て揺らいでいった（Easton 1969、邦訳 1976；Lowi 1979）。D・イーストンによるアメリカ政治学会会長演説「アメリカ政治学における新しい革命」で行った従来の行動論政治学に対する批判は、この自信の動揺を表すものである（Easton op.cit.）。こ



ここでは、山川雄巳の要約を引用しておこう。イーストンは、政治学者の依拠すべき研究の信条として、

- 1) 研究においては、分析のテクニックの洗練性よりも、えられる知識の実質的有意義性が大切である。
  - 2) 行動論は経験的保守主義のイデオロギーを隠し持っている。
  - 3) 行動論的研究は、現実問題を回避している。
  - 4) 政治学はみずからの価値的前提を自覚する必要がある。価値の研究とその理論的展開は、政治研究の本質的要素である。科学は没価値的でありえない。
  - 5) 専門的学者はすべて知識人の社会責任をまぬがれない。その責任とは、文明の人間の価値を擁護するという任務をはたすことである。
  - 6) 知識人は、かれの知識を実現させるための特別の責任をおっている。
  - 7) それゆえ、大学や学会にしても、今日の社会的・政治的闘争のたんなる傍観者ではありえない。知的職業の政治化は望ましいし、また不可避的である。
- (山川 1982: 314-5)

を指摘し、「六〇年代アメリカの危機を政治学が予見する能力をもたなかったこと、重大な社会的・政治的問題をよそにトリヴィアルな政治研究がつづけられて」(山川 前掲書: 315) いたと批判する。政治による社会のコントロールをめざしてアメリカ政治学が科学化に努めてきたが、「コントロール」にとって重要なことは、その目的である。どのような目的に向けて社会をコントロールするのか。目的は、価値に関わっている。イーストンのように政治研究の科学化が「没価値的」であったとしたら、社会は無目的のコントロールを受けるようなもので、まさしくそれは絶望に向かうダッチロールに他ならない。

アメリカ政治学は、自由主義と民主主義という重要な価値に関わってきた。それらの重要性は決して損なわれてはいないばかりか、世界の政治研究にとっても依然として重要な価値である。自由主義と民主主義を制限した、あるいはそれに対立する価値に基づく開発独裁等の何らかの政治体制を維持する発展途上国の民主化の可能性を検討する政治研究は、これからも比較政治学の主要課題でありつづけよう (O'Donnell & Schmitter 1986)。アメリカ政治学も、その価値を見失っていない (Pye 1989)。むしろ、アメリカ政治学は、自由主義と民主主義の徹底した実現のために努力してきたといっても過言ではない。

しかし、ロウイによる「利益集団自由主義」批判にみられるように、アメリカの現行の政治システムは、決して望ましい状態にはない。アメリカの政治システムは、大企業もしくは巨大利益集団が政策決定を支配する傾向にあり (Olson 1965; Lowi 1979; Greider 1992)、ある特定の社会集団が著しく不利益を被るシステムとなっている。これは、政治の市場を単独で支配する主体が存在するという意味で、独占や寡占により市場が完全競争状態から著しく逸脱している状況のアナロジーとして説明することができよう。

ロウイは、利益集団自由主義にかわる公共哲学として「依法的民主主義」を提唱する。それ

は、「諸制度の内部で作用する法の支配」であり、「インフォーマルなものを準則にまで高めることを拒否し、現実と理想状態との距離を測るものさしとしてのみ、インフォーマルものを受容する一つの公共哲学である」(Lowi 1979; 邦訳 1981: 412)。彼の主張は決して新しいものではない。むしろ、「法の支配」の原則に基づいていることから民主主義の議論の伝統に即している。だが、彼の議論でもっとも欠けているのは、状況次第では「法の支配」の原則をも逸脱しても構わないとする有権者の支持を集めなければ、政治家が政治家たりえないという「自由民主主義」の政治制度の矛盾にある。ある選挙区のある政治家は有権者の支持を失ってまでも法の支配の原則に忠実に行動しようとし、同じ選挙区の別の政治家は有権者の支持を得るためにその原則から逸脱することも辞さないとするれば、後者の当選確率のほうが前者よりも高いであろう。したがって、政治家が法の支配の原則から逸脱しない「提携」を結ぶことができる制度を構想することのほうが望ましい。私は、ロウイの主張にも関わらず、現在のアメリカ合衆国の政治制度では政治家が法の支配の原則に依拠して行動することが困難である、と考えている。

## II 多数決民主主義と合意民主主義

多極共存型民主主義を提唱したA・レイプハルトは、R・A・ダールの民主主義の諸原則を前提として、ウェストミンスター民主主義(多数決民主主義)と合意民主主義の二つの民主主義のモデルを区別する。後者は、多極共存型民主主義が多くの批判に直面し、その批判に対する彼の答えとして構成されたものである(Steiner 1987)。

ダールは、民主主義の基本的な特徴を「政治的に平等とみなされる市民の選好に政府が継続的に応答すること」(Dahl 1971: 1)として、それを実現するためには、市民が三つの機会、すなわち、

1. 市民の選好を形作る機会
2. 個人的および集合的行為を通じてその選好を仲間の市民と政府に表明する機会
3. その選好を政府の行動において等しく扱われる機会、いいかえれば、選好の内容もしくは担い手を理由として差別されることなく扱われる機会

を享受することができなければならない(Ibid.: 2)。これらの機会は、民主主義の実現のための必要条件ではあっても十分条件ではない。それを保証する制度の整備があってはじめて民主主義的政治体制が実現される。ダールは、その制度が充たすべき要件を以下の表にまとめる(山川 1982: 139)。

レイプハルトは、ダールによる民主主義を実現する制度の8つの要件をさらに整理して、要件6までを「伝統的な民主主義の自由権」、すなわち民主主義の自由主義的要件と、要件7と8を政府が市民の選好に応答的であるためのものとする(Lijphart, 1984, 2)。自由権は、すでに民主主義の伝統をもつ社会では、社会の前提として機能し、その制度的偏差もあまり見られないが<sup>(2)</sup>、要件7・8は、社会によっては多様な制度的偏差を示す。

たとえば、要件7「自由かつ公正な選挙」についていえば、小選挙区制、大選挙区制、得票

表7 大規模社会における民主主義の要件

機会の要件	制度的要件
I. 選好の形成	1. 組織を形成し、参加する自由（結社の自由） 2. 表現の自由 3. 投票の権利 4. 支持を調達するための政治指導者の競争の権利 5. 多様な情報源
II. 選好の表明	1. 組織を形成し、参加する自由（結社の自由） 2. 表現の自由 3. 投票の権利 4. 公職への被選出権 5. 支持を調達するための政治指導者の競争の権利 6. 多様な情報源 7. 自由かつ公正な選挙
III. 政府行動における選好の平等性	1. 組織を形成し、参加する自由（結社の自由） 2. 表現の自由 3. 投票の権利 4. 公職への被選出権 5. 支持を調達するための政治指導者の競争の権利 6. 多様な情報源 7. 自由かつ公正な選挙 8. 政府による政策作成が投票および選好の他の表明に依存する制度

出所：Dahl 1971：3

差選挙、比例制選挙など、その具体的な制度は、それぞれの社会の歴史的、文化的事情によって異なっている。要件8「政府による政策作成が投票および選好の他の表明に依存する制度」もその具体的な制度は社会によって多様であり得る。アメリカ合衆国のようにロビイストといったユニークな制度を発展させている社会もあれば、日本のように国家官僚機構に政策作成の焦点がある社会では、官僚機構への陳情や圧力行動が重要である社会もある。さらには、内閣形成の仕方、議会での決定過程など、それも社会によって相当に異なっている。

レイプハルトは、1から8の要件に基づいて制度化をはかる際に、ウェストミンスター・モデル（多数決モデル）と合意モデル（権力共有モデル）の二つの民主主義のモデルが区別される（Lijphart op.cit.：3）。ウェストミンスター・モデルは、イギリスの議院内閣制を念頭に置いたモデルであり、そのモデル名は、英国議会がウェストミンスターに所在することに由来する。合意モデルは、レイプハルト自身がかつて提唱した「多極共存型民主主義」(consociational democracy) をさらに発展させたものである（Lijphart 1977, 1984）。

## ウェストミンスター・モデル

ウェストミンスター・モデルの本質は、多数決原理にある (Lijhart 1984: 4)。その基本的特徴は、行政権力の集権化 (一党および真の多数派内閣)、立法権力と内閣支配の融合、非対称の二院制、二政党システム、一次元政党システム、得票差選挙制度、単一国家制および集権的政府、非成文憲法および議会の最高権力、排他的な代表民主主義にある (Lijhart Ibid.: 6-9)。

各項目を簡単に説明すれば、行政権力の集権化とは、内閣が議会の多数派から構成され、少数派は排除されて野党の役割を運命づけられるシステムである。立法権力と内閣支配の融合とは、内閣支配が議会の多数派から構成されることに加えて議会の信任に依存するシステムである。非対称の二院制とは、議会が二院から構成されるものの、各院の権限が同等ではないシステムである。その極端な例は英国議会制度である。そこでは、庶民院に権限が集中しており、事実上一院制に近い。一次元政党システムとは、政党の政策ポジションをイデオロギーなどの一つの尺度の上に位置づけることができる政党システムである。得票差選挙制度とは、選挙での当落が候補者が獲得した得票の差にもっぱら依存し、当選者が有効投票の過半数を得たかどうか、あるいは何%を得票したかどうかとは無関係なシステムである。単一国家制および集権的政府とは、地方政府が国家の法律と財政にその存立が依存しているシステムである。非成文憲法および議会の最高権力では、当該モデルがイギリスを念頭に置いているために「非成文憲法」システムを特徴の一つにしているのは当然として、「議会の最高権力」は、議会の構成が主権者たる有権者の選挙に依存し、かつ内閣も議会の信任に依存していることから必然的に導かれるシステムである。排他的な代表民主主義とは、国民投票などの直接民主主義的制度を全く採用しないシステムである。

以上の特徴は、あくまでも理論的なものであり、実際には、そこから逸脱していることが多い。たとえば、当該モデルの「モデル」であるイギリスをみれば、1974年総選挙で保守党も労働党も過半数を制することができなかったなど、常に過半数の政党の存在が保証されているわけではない。また、議会の多数派は決して一枚岩ではなく、たとえ多数派政権といえども議会の信任に動揺がないとの保証もない。イギリスの政党システムは、確かに保守党と労働党との二大政党制的システムではあるが、かつての自由党、現在は労働党を離れた社会民主党の一部と合同した自由民主党ほかの小規模および極小規模の政党が議会で議席を占めるなど、決して「二政党」システムではない (的場 1990)。

保守党と労働党のみであれば、イデオロギー的にも一次元政党システムであるといえようが、他の少数政党を加えると一次元では全政党の政策ポジションを位置づけることはできない。イギリスは、文化的に同質の社会とはいえない。スコットランド、ウェールズならびに、とりわけ北アイルランドは、イングランドと政治的態度を異にしている。当地でのカトリック系住民による独立運動は、アイルランド民族主義とカソリック対プロテスタントとの対立という次元をイギリス政治に付加することになった。これは、イギリスの分権化を促進し、連邦国家としての特徴を備える方向にある。

得票差選挙制度は、イギリスの場合には、小選挙区相対多数決制度として定着している。だ

が、この制度には、死票が多すぎる、あるいは40%程度の得票率で過半数の議席獲得がみられ、果たしてそれが社会の「多数派」といえるのかどうか、得票率で20%近い政党が議席獲得率で5%にも満たないのは「不公正」であるといった批判が近年強まっている (Butler 1984: 227; Taylor 1984: 53)<sup>(3)</sup>。

ECは、イギリスの国家主権、ひいては議会の最高権力としての地位を脅かし、ECへの加盟の是非をめぐる国民投票を実施したことは、排他的代表民主主義の原則からの逸脱である。

以上にみたように、ウェストミンスター・モデルは、イギリスの多数決原理に基づく議院内閣制をほぼ意味する。レイプハルトは、ヴァーニーの議論を整理して議院内閣制の基本的特徴を、内閣が議会の信任に依存すること、内閣の長が議会で選挙されること、内閣の連帯責任制に求める (Lijhart 1992: 2-5; Verney 1979)。

### 合意モデル

ウェストミンスター・モデルは、ダールによる民主主義の必要条件として市民に保証されなければならない機会の第3項「その選好を政府の行動において等しく扱われる機会、いいかえれば、選好の内容もしくは担い手を理由として差別されることなく扱われる機会」と両立するであろうか。同モデルの本質は、「多数決原理」にあり、もっとも重要なポイントは、内閣形成が多数派独占で行われ、少数派がそこから排除されることにある。ウェストミンスター・モデルは、勝者独占モデルともいいかえることができよう。もちろん、政権交代があるので、勝者は常に勝者ではなく、敗者は常に敗者ではない。また、議論を通じて少数派にその選好を表明する機会を保証している。しかし、少数派の不利は否めない。その不利は、第3項の命題と両立するであろうか (Lewis 1965)。社会の同質性が高く、政党間の政策選好に極端な違いがないところでは、その不利は、緩和されよう。

社会の下位文化の異質性が高く、それぞれの下位文化に従って政治社会的に行動が組織化されているところでは、すなわち多極社会 (plural society) では、勝者と敗者との、多数派と少数派との関係は固定する傾向にある。ここにいう多極社会とは、「社会が宗教、イデオロギー、言語、文化、エスニック、人種に従って、自らの政党、利益集団、通信媒体をもつ事実上別々の下位社会にはっきりと分割されている社会」をいう (Lijhart 1984: 22; 1977)<sup>(4)</sup>。

このような社会でウェストミンスター・モデルを採用することは、明らかに機会の第3項に抵触するだけでなく、少数派による分離運動を刺激する。合意モデルは、多極社会のための和解型モデルである。

当該モデルの基本的特徴は、行政権の権力共有制 (大連合)、公式・非公式の権力の分立、対称的二院制と少数代表制、多党制、多次元的政党システム、比例代表制、地域的もしくは非地域的連邦制および分権、成文憲法と少数派拒否権である (Lijhart, 1984, pp.23-30)。これらは、ウェストミンスター・モデルと対照となっている。

各特徴を簡単に説明しておこう。行政権の権力共有制 (大連合) は、内閣形成に主要政党が参加するシステムである。したがって、内閣形成が勝者独占とはならない。公式・非公式の権力の分立は、議院内閣制とは異なり行政権力と立法権力の「融合」のないシステムである。対

称的二院制と少数代表制とは、両院が同等の権限を担い、かついずれかの院に少数派の議席を保証するシステムである。両院の権限が同等であり、いずれかの院で少数派が議席を占めていれば、彼らの選好は、権力共有制とあいまって政府の政策において完全に無視されることはないであろう。多党制、多次元的政党システム、比例代表制は、相互に関連している。一般に、小選挙区制は二政党的システムをもたらしやすく、比例代表制は多党制を生み出しやすい。この傾向は、社会が多様な亀裂を示す多極的である場合には、より顕著である。ただし、比例代表制の意味は、社会の下位集団にその勢力に見合った代表性を議会に認めるところにある。地域的もしくは非地域的連邦制および分権は、統治の分権化をはかるシステムである。連邦制は、社会の下位集団に政治的自律性を認めるシステムであるが、「非地域的連邦制」とは、下位集団が既存の行政区画を超えて居住している場合に、地理的に区画した連邦制ではなく、その下位集団に行政区画を超えて政治的自律性を認めるシステムである。少数派拒否権は、憲法改正に対する拒否権を社会の下位集団に認めるシステムであり、これを憲法に明記する、したがって必然的に成文憲法をもつ。

合意モデルの本質は、社会の少数派に対して立法権力だけではなく行政権力に対しても公式に参加を認めるところにある。20世紀の多くの政治体制に共通する傾向は、行政権力の肥大化、もしくはその強化にある。政治による社会のコントロールは、行政権力に負うところが大きい。とすれば、社会の少数派に単に立法権力だけではなく、行政権力への参加も認める必要があろう。それがダールの「機会」の第3項の現代的意味である。

合意モデルは、ダールのいう民主主義の1から7の要件を満足する社会で、かつ政党が1つしか存在しないところを除いて、あらゆる社会に妥当するものである。

ここで多極共存型民主主義 (consociational democracy) を簡単にみておこう。レイプハルトによれば、それは、多極社会における政治的安定を実現するための政治体制であるという (Lijphart 1977: 1-2)。下位社会の自律性が極端に高い社会に多数決原理を厳密に適用すると、社会が分解しやすい。それを回避するために、それぞれの下位社会に政治的代表権を認め、下位社会の指導者間で調整的意思決定を行う。このような政治体制を多極共存型民主主義という。この民主主義に基づく政治体制は、以下のように定義される。「第一に、そして最も重要な要素は、多極社会のすべての重要な分節社会 (segments) の政治指導者が参加する大連合による統治である。・・・多極共存型民主主義の他の三つの基本的な要素は、(1) 極めて重要な少数派の利益を一段と擁護するものとしての相互拒否権、もしくは「競合多数決」 (concurrent majority)、(2) 政治的代表、公務員の任用、公的資金の配分の原則的規準としての比例制 (proportionality)、(3) 各分節社会が固有の内部問題を処理することについての高度の自律性である」(Lijphart 1977: 25)<sup>(5)</sup>。

合意民主主義と多極共存型民主主義の構成要素を対比すると、前者のほうが指摘される要素が多く、要素の具体的な制度を考えているためにより詳細な議論となっている。ただし、基本的な考え方は共通している。すなわち、それは、権力共有の合意型統治である。

## むすび

1950・60年代、政治発展をキー概念とする近代化論は、アメリカ的政治理念と制度が戦後新たに独立した国家のそれとして採用されるべきであるとの主張した。当時、アメリカ政治学は、アメリカ社会が世界の秩序の担い手としての自覚を深めていったのと並行して、諸外国、それも第三世界の政治研究にも精力的に乗り出していった。その間、アメリカ政治学会で行われる会長演説でも、「比較政治学」の重要性が繰り返して強調された。経済学者のW・W・ロストウが『経済発展の諸段階』で彼が構想した発展のゴールとしてのアメリカ・モデル論は極端にしても、多かれ少なかれ、この当時の政治的近代化論を研究のテーマとしたアメリカの政治研究者も、その結論にとらわれていた（Rostow 1960；Wiarda 1985）。

この研究は、1970年代以降、様々な批判にさらされる。とりわけ、アメリカ以外の社会、いかにすれば発展モデルの研究対象となった社会の研究者からの「アメリカの近代化論を文化帝国主義である」とした批判が痛烈であった。本稿で主として取り上げたオランダの政治学者レイプハルトも、アメリカ政治学によってオランダがヨーロッパ大陸の単なる一つの社会に位置づけられただけではなく、アメリカからみれば多極共存型民主主義という「特殊な政治体制」を維持していたこと、ならびに小国であるがゆえに正確な実証的研究の対象とされずに比較政治学の研究対象として等閑視されたことが彼のオランダ研究をはじめとする非アメリカ的社会および非アメリカ的政治体制の研究へと動機づけられた。

政治制度と社会状態との間に何らかの相関があるとすれば、アメリカ型の政治制度は、経済的不平等と高い相関をもち、もしその制度を途上国に当てはめたとき、社会全体の経済力が低い社会での貧困層の政治への不満が爆発するであろう。その爆発をを押しえ込んでいるのが、アメリカ大統領制度を模した「開発独裁」である。ここに和解型モデルを検討する意義がある。

選挙制度では、政党や候補者に関する情報が有権者に完全に与えられ、その情報に基づいて有権者が自身の政策選好に対して合理的に行動すると期待されている。他方、選挙制度は、有権者の政策選好の相対的な同質性を前提として発展してきた。同質的な政策選好を選挙制度を通じて議会の決定に反映することは、異質な政策選好を同様の政治過程を通じて実現することよりもはるかに容易である。ダウنزが明らかにした二大政党制のもとでの均衡解は、まさしく前者の状況が与えられて達成されるものである（Downs 1956）。先進国では、選挙制度そのものをコントロールしながら、すなわち、制限選挙から普通選挙へと政治への参加者をコントロールしながら、ダウنز・モデルのような政策選好の正規分布型構造を社会に実現してきたのである。このとき、異質な両極端の政策選好は、政党によって事実上無視されても、社会の「大多数の中間の有権者」は、それを当然のものとして黙認する。

途上国には、政策選好の分布構造が正規分布型でないばかりか、政治参加をコントロールする条件が与えられていない。したがって、いかなる政策選好の非実現に対しても社会は不寛容である。政治参加をコントロールできない条件のもとでは、勝者独占モデルのような敗者排除型の政治体制は、政治不安を激化させよう。合意型モデルこそが途上国に必要な政治制度であるといえよう。

本稿は、日本特殊論やアメリカ特殊論といった社会科学としての敗北宣言に等しい議論が台

頭していることに危機意識を抱いたことが動機となって執筆されたものである。この小論の意図は、今後、自由主義と民主主義の理念を政治体制の引証規準として採用する社会が増大するであろうが、その具体的な政治制度は、社会の個性に基づいて極めて多様な形態をもつであろうことを確かめることにあった。この小論ですべてを尽くしていないことはいうまでもない。また、やや強引ともいえる議論をしていることも確かである。

次の研究課題は、自由主義と民主主義の理念を基礎とする社会の政治制度、とりわけ憲法体制を類型化し、それぞれの社会の経済的パフォーマンスの実際とその類型との間の相関をより詳しく確かめることにある。いいかえれば、各国の政治制度は、それぞれの文化の何らかの集積の産物であり、それぞれが意義と欠陥をはらんでいる。本稿では、アメリカを遡上に乗せたが、わが国を含むほとんどの先進国が何らかの内部矛盾を抱え、その矛盾が現行の政治制度によっては克服されず、むしろ深化させられている可能性がある。また、政治制度も、多様な制度から織りなされている。どの制度が矛盾を深化させ、どの制度がそれを解消する方向で機能しているかも検討の課題となろう。矛盾の解消のためにどの制度の導入が望ましく、あるいは望ましくないかを明らかにすること、これが今後の課題である。文化は競争する。

## 注

- (1) “majority rule”を「多数決原理」と翻訳することは誤解を招きかねない。正確には「多数派支配」が正しい翻訳である。
- (2) 偏差が皆無であるとはいえない。たとえば、投票権は18歳からの社会が多いが、日本のように20歳の社会もある。選挙公職への立候補権〔被投票権〕の年齢は社会によってまちまちである。
- (3) テイラーのように、もしイギリスに比例代表制を導入すると、それは「少数政党がイギリス政府をハイジャックする」事態を引き起こし、賛成できないと現行制度を支持する研究者もいる(Taylor 1984: 58)。
- (4) 多極社会(plural society)と多元社会(pluralistic society)は厳密には区別される。両社会は、下位文化に基づく下位社会の自律性が高い社会であるが、多極社会ではその自律性が政治行動をも規定するが、多元社会は政治行動レベルで下位社会の間の境界が曖昧となる社会である。すなわち、「多極社会はいわば縦割りの社会であり、重複集団成員を鍵とする多元社会の均衡化メカニズムは作動しない。」(辻中 1984: 60)
- (5) 多極共存型民主主義に対しては、いくつかの批判がある。1つは、オランダなどの多極社会でクロスオーバー的投票が観察されて多元社会に移行していること(前提の崩壊)、第2に、エリート支配であるとの指摘がなされていること(非民主的性格)などの批判がある。また、多極社会であるにもかかわらず、多数決モデルに移行する社会が観察されるなど、その有効性に対する疑問もある(辻中 1984; 石川 1985; 村上 1986)。

## 参考文献

- 足立幸男  
1989『政策と価値』ミネルヴァ書房
- 小沢調査会  
1992「答申案『国際社会における日本の役割』」『文芸春秋』4月号
- 小沢一郎  
1993『日本改造計画』講談社



香西 茂

1991『国連の平和維持活動』有斐閣

白鳥令・曾根泰教編

1984『現代世界の民主主義理論』新評論社

辻中豊

「A・リープハルトと多極社会のデモクラシー——自立共存と民主性のディレンマ——」(白鳥ほか編『現代世界の民主主義理論』所収)

寺島実郎

1995「過剰競争社会アメリカ、過剰規制社会ニッポン」『PLA YBOY 日本語版』集英社、8月号

森脇俊雅

1994 a 「アメリカの議員定数再配分・選挙区再編成」、関西学院大学法学部『法と政治』45巻2号

1994 b 「ゲリマンダリングについて——アメリカの現状分析を中心に——」『法と政治』45巻4号

矢野恒太記念会編

1991『数字でみる日本の100年 改訂第3版』国勢社

山口 定

1989『政治体制』東京大学出版会

山川雄巳

1982『増補 アメリカ政治学研究』世界思想社

1993『政策とリーダーシップ』関西大学出版部

吉田健正

1994『国際平和維持活動——ミドルパワー・カナダの国際貢献』彩流社

合衆国商務省センサス局編

1993『現代アメリカデータ総覧 1992』(鳥居泰彦翻訳監修、原書房)

ミアル、ヒュー

1992「紛争の平和的解決に関する比較研究」(クマール・ルベシング、黒田 順子共編『地域紛争解決のシナリオ』スリーエー・ネットワーク)

Akashi, Yasushi

1993. *An Agenda for Hope: The UN in a New Era*, Tokyo: Simul Press.

Arrow, Kenneth J.

1963. *Social Choice and Individual Values*, 2nd ed., New Haven, Conn.: Yale Univ. Press.

長名寛明訳『社会的選択と個人的評価』日本経済新聞社、1977

1974. *The Limits of Organization*, N.Y.: W.W.Norton & Company, Inc..

村上泰亮訳『組織の限界』岩波書店、1976

Butler, David E.

1984. "Reflections on the Electoral Debate in Britain," in Lijphart & Grofman eds. *Choosing An Electoral System*.

Cohen, Cathy J. and Michael C. Dawson.

1993. "Neighborhood Poverty and African American Politics," *American Political Science Review* (APSR), Vol.87, No.2, June.

Dahl, Robert A.

1971. *Polyarchy: Participation and Opposition*, New Haven, Conn.: Yale Univ. Press.

高島通敏・前田脩訳『ポリアーキー』三一書房、1981

Downs, Anthony

1956. *An Economic Theory of Democracy*, N.Y.: Harper and Row.

- 吉田精司監訳『民主主義の経済理論』成文堂、1980
- Easton, David  
 1953. *The Political System*, N.Y. : Alfred A. Knopf, Inc..  
 山川雄巳訳『政治体系 第二版』ペリカン社、1976  
 1969. "The New Revolution in Political Science," *APSR*, Vol.63, No.4
- Green, Mark with Michael Waldman  
 1984. *WHO RUNS CONGRESS?*, N.Y. : A Dell Book.
- Greider, William  
 1992. *Who Will Tell the People : The Betrayal of American Democracy*,  
 Simon & Schuster.  
 中島健訳『アメリカ民主主義の裏切り』青土社、1993
- Lijphart, Arend  
 1977. *Democracy in Plural Societies : A Comparative Explanation*, New  
 Haven, Conn. : Yale Univ. Press.  
 内山秀夫訳『多元社会のデモクラシー』三一書房、1979  
 1984. *DEMOCRACIES : Patterns of Majoritarian and Consensus Government in Twenty-One Countries*,  
 New Haven, Conn. : Yale Univ. Press.
- Lijphart, A. & B. Grofman eds.  
 1984. *Choosing An Electoral System : Issues and Alternatives*, N.Y. : Praeger.
- Lijphart, A. ed.  
 1992. *Parliamentary Versus Presidential Government*, N.Y. : Oxford Univ. Press.
- Lowi, Theodore J.  
 1979. *The End of Liberalism : The Second Republic of the United States*, 2nd ed., N.Y. : W.W. Norton &  
 Company.  
 村松岐夫監訳『自由主義の終焉—現代政府の問題性』木鐸社、1981
- Merriam, Charles E.  
 1923. "Recent Advances in Political Methods," *APSR*, Vol.17, No.2.  
 1926. "Progress in Political Research," *APSR*, Vol.20, No.1. O'Donnell, Guillermo and Philippe C. Schmitter
1986. *Political Life after Authoritarian Rule : tentative conclusions about uncertain transitions*, The  
 Woodrow Wilson Center.  
 真柄秀子・井戸正伸訳『民主化の比較政治学』未来社、1986
- Olson, Mancur  
 1965. *The Logic of Collective Action*, Cambridge, Mass. : Harvard Univ. Press.  
 依田博・森脇俊雅訳『集合行為論—公共財と集団理論』ミネルヴァ書房、1983。
- Osteria, Trinidad S., Compiled  
 1991. *The Poor in ASEAN Cities : Perspectives in Health Care Management*, Singapore : Institute of  
 Southeast Asian Studies.
- Pye, Lucian W.  
 1990. "Political Science and The Crisis of Authoritarianism," *APSR*, Vol.84, No.1, March.
- Rostow, Walt W.  
 1960. *The Stages of Economic Growth*, N.Y. : Cambridge Univ. Press.  
 木村健康ほか訳『経済成長の諸段階—一つの非共産主義宣言』ダイヤモンド社、1961
- Rupesinghe, Kumar and Michiko Kuroda eds.  
 1992. *Early Warning and Conflict Resolution*, The Macmillan Press.  
 吉田康彦訳『地域紛争解決のシナリオ—ポスト冷戦時代の国連の課題』スリーエー・ネットワーク、  
 1994

Seidelman,Reymond

1985.Disenchanted Realists: Political Science and the American Crisis,1884-1984,N.Y.: State Univ. of New York Press.

本田弘監訳『アメリカ政治学の形成－政治学とアメリカの危機：1884年～1984年』三嶺書房、1987

Steiner,Jurg

1987. "Consociational Democracy as a Policy Recommendation: The Case of South Africa," Comparative Politics, Vol.19,No.2.

Verney, Douglas V.

1979.The Analysis of Political Systems, London: Routledge & Kegan Paul.

Wiarda,Howard J. ed.

1985.New Directions in Comparative Politics, Boulder & London: Westview Press.

大木啓介、大石裕、佐治孝夫、桐谷仁訳『比較政治学の新動向』東信社、1988